

# 令和4年度 徳島市一般任期付職員選考試験要綱

令和5年2月20日

一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に、専門的な知識、経験を有する人材を採用し、公務の能率的運営を確保するため、次のとおり選考試験を実施します。

## 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
土木（任期付職員）	3人程度	市の各部局において、専門の技術に従事します。
建築（任期付職員）	1人程度	

※ 徳島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条の規定に基づき、一般任期付職員として任期を定めて採用されるものです。

※ 採用予定人員は変更になる場合があります。

## 2 任期

採用された日から令和7年3月31日まで（2年間）

※ 採用された日から最長で3年が経過する日まで、任期を更新することがあります。

## 3 受験資格

試験区分	受験資格
土木（任期付職員）	次に掲げるいずれかに該当する者 (1) 国家公務員又は地方公務員として土木工事の設計、施工管理、工事監理等に関する職務経験を直近20年のうち通算15年以上有する者 (2) 技術士（建設部門）又は1級土木施工管理技士の資格を有する者
建築（任期付職員）	次に掲げるいずれかに該当する者 (1) 国家公務員又は地方公務員として建築基準法の施行及び公共施設の建築に関する職務経験を直近20年のうち通算15年以上有する者 (2) 一級建築士の免許を有する者

1 申込みできる「試験区分」は一つに限ります。また、申込受付後の変更はできません。

2 受験資格を有する者であっても、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 徳島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 《受験資格について》

- (1) 職務経験年数の基準日は令和5年2月28日現在とし、直近20年の対象となる期間は、「平成15年3月1日から令和5年2月28日まで」です。
- (2) 職務経験は、正規職員、非常勤職員等雇用形態は問いませんが、週30時間以上の勤務をした期間に限ります。また、合格した場合は、職務経験期間を確認するため、勤務先の証明が必要となります。
- (3) 同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務が対象となります。
- (4) 病気休暇、育児休業、休職等により連続して3月を超えて職務に従事していない期間（以下「除外期間」という。）は、職務経験の通算期間に含みません。ただし、産前産後休暇期間は含みます。
- (5) 除外期間や複数の職務経験がある場合、職務経験の通算期間の算出は、月単位で算定します。（1月未満の日数は切り捨て）
- (6) 職務経験には、独立行政法人国際協力機構法に基づく青少年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアとして国際貢献活動に従事した期間を含みます。
- (7) 土木（任期付職員）の受験資格における「土木工事の設計、施工管理、工事監理等」とは、道路、河川、トンネル、橋梁等の構造物の建設に係る計画・設計、施工管理、工事監理をいいます。
- (8) 建築（任期付職員）の受験資格における「建築基準法の施行及び公共施設の建築」とは、建築基準法等に係る建築物の審査・確認、建築一式工事の設計・施工監理、市街地開発事業その他の都市計画に関する建築に係る計画業務等をいいます。

## 4 申込手続

所定の申込書及び職歴等調書に所要事項を記載し、写真を貼付の上、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により申し込んでください。

なお、申込みを受け付けた後、申込書に記載のメールアドレス宛てに、徳島市総務部人事課（jinji@city-tokushima.i-tokushima.jp）から「申込受付完了メール」を送信します。令和5年3月2日（木）までに「申込受付完了メール」が届かない場合は、申し出てください。

### (1) 郵便

封筒の表に「任期付職員申込」と朱書きし、申込書及び職歴等調書を同封の上、必ず「簡易書留郵便」にして送付してください。

※ 送付先： 徳島市総務部人事課（〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地）

### (2) 電子メール

電子メールの件名を「任期付職員申込」とし、申込書及び職歴等調書をそれぞれPDF形式で添付して送信してください。

※ 送信先メールアドレス： jinji@city-tokushima.i-tokushima.jp

### (3) 申込受付期間

令和5年2月20日（月）～2月28日（火）【必着】

## 5 選考方法

申込書及び職歴等調書の記載内容並びに個別面接（口述式）により、「専門性」、「経験」及び「人物」について審査します。

※ 基準を満たす受験者がいない場合は、合格者はありません。

## 6 試験日、試験場及び合格発表

区分	試験日	試験場	合格発表
個別面接	令和5年3月5日（日） ※ 試験時間は「申込受付完了メール」にて通知します。	徳島市役所 徳島市幸町2丁目 5番地	3月中旬、受験者に 文書で通知します。

## 7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、職員採用候補者名簿（有効期間1年）に登載されます。ただし、登載された場合でも、受験資格を満たさないことが明らかになったとき等については、職員採用候補者名簿から削除されます。
- (2) 採用は、原則として令和5年4月1日以降とします。

## 8 給与・勤務条件等

- (1) 勤務日 : 週5日（月曜日～金曜日）
- (2) 週休日等 : 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 勤務時間 : 午前8時30分～午後5時（正午～午後0時45分は休憩時間）
- (4) 給料 : 月額274,600円
- (5) 諸手当 : 通勤手当、地域手当及び期末・勤勉手当（6月及び12月）
- (6) 休暇 : 年次有給休暇（年間最大20日付与）、病気休暇及び特別休暇（有給又は無給）
- (7) 社会保険 : 健康保険及び厚生年金保険
- (8) 服務 : 一般任期付職員は、常勤の一般職の地方公務員であり、守秘義務、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。

※ 専門的知識及び経験を必要とする主査級職として採用されます。

※ 給与・勤務条件等については、徳島市の条例等の定めるところによります。

## 9 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応  
新型コロナウイルス感染症の状況等により、試験日程、実施方法等を変更する場合があります。この場合は、徳島市総務部人事課から受験者に電話又は電子メールにより通知します。
- (2) 受験手続その他試験に関する問い合わせ先  
徳島市総務部人事課（〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地）  
電話：088-621-5023  
電子メール：jinji@city-tokushima.i-tokushima.jp  
徳島市ホームページ：「職員採用情報」－「正規職員」  
※試験要綱及び受験申込書等は、徳島市ホームページからダウンロード・印刷できます。